

## 亀岡市子育て応援支援事業補助金 チェックリスト（申請者用）

### 1. 対象要件について

- ☐ 補助対象者が住宅リフォーム等の契約をした世帯の子の親権者であること。
- ☐ 住宅リフォーム等の契約をした世帯の子の親権者の所得の合算額が550万円未満であること。
- ☐ 補助対象物件は補助対象者自らが居住する住宅であること。
- ☐ 世帯の全員が市税及び府税を滞納していないこと。
- ☐ 本補助金で申請する対象事業について、他補助金との併用がないこと。
- ☐ 子育ての負担軽減に資する次のいずれかの住宅リフォームに要する費用であること。

{

- ☐ リビングの増改築
  - ☐ 台所スペースの増改築
  - ☐ 浴室スペース（脱衣所含む）の増改築
  - ☐ 子ども部屋の増改築

#### <注意事項>

- ・左記に示す居住スペースに係る子育てのためのリフォームが対象となり、それ以外のものは対象外となる。
- ・リフォームに着手する前に交付申請が必要となる。  
(交付決定後にリフォームに着手すること。)
- ・設備更新、老朽更新など通常工事が必要と考えられるものは対象外。  
(例：外構工事、外壁、窓、屋根の修繕等)
- ・給湯器、換気扇、エアコン、照明器具等設備機器のみの設置又は更新は対象外（取り外し可能な機器の設置又は更新は対象外）

### 2. 住宅リフォームの内容について（子育ての負担軽減に資する理由）

#### （1）現状の課題

（例）

- A.子どもが増えたことに伴いリビングが手狭であるため、安全に子育てするための環境整備が必要
- B.現状子どもが2人であり、5月に出産予定で子どもが3人になるが、子どもが生活する部屋が足りないため、新たに子ども部屋の設置が必要

#### （2）具体的なリフォーム内容

（例）

- A.廊下の一部を取り壊しリビングを拡張する工事を実施することで、3人の子どもを安全に育児できる環境を整備する。
- B.現在18畳の1部屋を、6畳×3部屋の子ども部屋に改築する。